

第10回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和3年10月15日（金）

場所 市役所3階 301会議室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 2件)
- 議案第3号 生産緑地の買取り申出に伴う意見について
(申請件数 1件)
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 2件)
- 議案第5号 土地区画整理事業に係る農地の取扱いに関する意見照会に
ついて (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 8件)

応召委員（12名）

1番	波多野雅之	2番	森谷 常夫
3番	加藤 武	5番	比留間 望
6番	奥住 雄一	7番	高橋 文雄
8番	安彦 祥子	9番	内野 一彦
10番	宮崎 義憲	11番	峰岸 豊
12番	加園 好久	13番	石川 裕一

職務のため出席 した者（事務局）	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時58分開会

議長
(石川 裕一君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12人でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

異議なしと認め、5番比留間望委員、10番宮崎義憲委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、1件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和3年8月15日申請人の夫の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして宮崎委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

本日午後2時00分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から③の農地は、お茶が栽培されており、一部作付け準備中、④の農地は、作付け準備中、⑤の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、宮崎委員。

10番
(宮崎 義憲君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

議長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営

を行っている旨の証明願について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成30年1月12日に相続し、前回調査は、平成30年9月18日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年12月30日に相続し、前回調査は、平成30年8月15日になります。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6 番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、ニンジン、ブロッコリー、ネギ、サツマイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、サツマイモ、ハクサイ等が栽培されておりました。②の農地は、ネギ、キャベツ、ブロッコリー等が栽培されておりました。③の農地は、ネギ、カボチャ、インゲン等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、森谷委員。

2 番
(森谷 常夫君)

1番、2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

生産緑地法の買取り申出に伴う意見について、令和3年9月22日付で市長より1件の照会がございました。

主たる従事者、土地の所在地、地積、地目は記載のとおりとなります。故障事由については、別添の診断書のとおりとなっております。

事務局といたしましては、対象者が高齢であること、また、医師の診断書等により、主たる従事者の故障と判断する旨を、武蔵村山市長に対して回答したいと考えておりますが、皆様からの御意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。
それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6 番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、ニンジン等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

議 長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきまして、荒幡委員から特に問題はありませんと報告を受けております。

議 長
(石川 裕一君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地の買取り申出に伴う意見について」は、農業委員会の意見を添えて、都市計画課に報告したいと思っております。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(石川 裕一君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、主たる農業従事者であると都市計画課に報告いたします。

次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、2件申請がございました。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和3年9月14日、農業従事者本人の故障により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

申請番号2番につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、平成30年7月14日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を奥住部会長に報告していただきます。

それでは奥住部会長、よろしく願いいたします。

6番
(奥住 雄一君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ネギ、ニンジン等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①から③の農地は、管理不十分なところもありましたが、買取り申出を行うということで、特に問題はないと思います。

以上のことから、議案第4号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(石川 裕一君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

なお、1番の申請地につきまして、荒幡委員から特に問

	題はありませんと報告を受けております。
	はい、加藤委員。
3 番 (加藤 武君)	2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。 特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。
議 長 (石川 裕一君)	他に、ございませんか。
委 員	なし。
議 長 (石川 裕一君)	御意見等ないようですので、議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (石川 裕一君)	ありがとうございました。それでは議案第 4 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第 5 号「土地区画整理事業に係る農地の取扱いに関する意見照会について」、1 件あります。 事務局より説明・報告いたさせます。
事 務 局 (中村 顕治君)	それでは御説明いたします。 令和 3 年 9 月 2 9 日付で、神明一丁目土地区画整理事業（仮称）施行認可申請予定者から、土地区画整理法に基づく意見照会がございました。 今回の土地区画整理事業は、土地区画整理法に基づき健全な市街地の造成と、農地を中心部に集約しその周りに道路を配置するなど営農環境を向上させ、より有効な土地活用と計画的な農地保全を図ることが目的となっております。 このたび、申請予定者が東京都への事業の認可申請を行うにあたり、区域内の農地の取扱いについて、農業委員会の意見書が必要であることから意見照会があったものでございます。 事業予定地内の農地は 4 筆で、農地の地権者は 3 名で、農地はすべて生産緑地に指定されております。農地面積は、現状、4, 6 5 4 m ² ですが、区画整理後は 1, 2 8 4 m ² となり、3,

370㎡の面積が減少することになりますが、生産緑地法・相続税納税猶予制度上の問題はございません。減歩率が高く農地の面積が少なくなることについても、各地権者は了解をしている状況であると伺っております。

今後のスケジュールにつきましては、資料6ページに記載されておりますが、令和3年12月に事業施行の認可を取得し、その後、仮換地の指定、本工事、換地処分を経まして、令和5年12月に事業が完了する予定となっております。

事業に関する説明は以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただ今、事務局より説明・報告がありました。御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

相続税納税猶予について、地権者は納税猶予をうけていると思っておりますが、租税特別措置法では、100分の20以上の処分は、その時点で確定になると認識しておりますが、その点、税務署と協議しておりますか。

議 長
(石川 裕一君)

はい、事務局。

事 務 局
(中村 顕治君)

その点につきましては、施行認可申請予定者が税務署と事前協議していると伺っております。

議 長
(石川 裕一君)

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

納税猶予の確定については、どうでしょうか。

議 長
(石川 裕一君)

はい、事務局。

事 務 局
(中村 顕治君)

今回の場合は、面積はかなり減少しますが、土地の評価価格は、区画整理事業として、道路付けなどにより、同一になると伺っておりますので、影響は受けないと認識して

<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>おります。</p>
<p>委 員</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>御意見等ないようですので、議案第5号につきましては、農地の保全を考慮しつつ営農環境の低下を招かないよう施工内容等について配慮した施行に努める旨の意見を、施行認可申請予定者に回答したいと思います。</p> <p>御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>ありがとうございました。それでは議案第5号につきましては、施行認可申請予定者に報告いたします。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、2件ございます。</p> <p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号1番が一般住宅、申請番号2番が駐車場でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 (石川 裕一君)</p>	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>なお、一番の届出地につきましては、私が現地を確認しております。特に問題はありませぬので、よろしく願いします</p> <p>はい、波多野委員。</p>

1 番
(波多野雅之君)

2番の届出地につきまして、現地を確認しております。
特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、8件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、8件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番が駐車場、申請番号2番から6番及び8番が一般住宅、申請番号7番が宅地拡張でございます。

以上でございます。

議 長
(石川 裕一君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、4番、5番、6番の届出地について、私の方から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

また、2番、3番の届出地につきましては、荒幡委員から、現地を確認して問題はありませんと報告を受けておりますので、よろしくお願ひします。

はい、高橋委員。

7 番
(高橋 文雄君)

7番、8番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に問題はありませんので、よろしくお願ひします。

議 長
(石川 裕一君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第10回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時27分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和3年10月15日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩